

西宮市生活困窮者自立支援庁内連携会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法という。」）に基づく生活困窮者の自立の促進に関する事業（以下「自立支援事業」という。）の円滑な推進を図るため、西宮市生活困窮者自立支援庁内連携会議（以下「庁内連携会議」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 法の施行に伴い、庁内関係各課が連携して、地域の実情に応じて生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に対する必要な支援を効果的に実施し、自立の促進を図るための取組を進めることを目的として、庁内連携会議を設置する。

(所掌事項)

第3条 庁内連携会議の所掌事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 庁内関係各課相互の連携に関する事項
- (2) 生活困窮者自立支援制度及び関係各課所管の制度に関する事項
- (3) 生活困窮者に関する情報の収集及び分析
- (4) その他自立支援事業の推進に関する事項

(組織)

第4条 庁内連携会議は、議長及び委員をもって組織する。

- 2 議長には、健康福祉局生活支援部長をもって充てる。
- 3 委員には、別表に掲げる関係課の実務担当者をもって充てる。

(会議)

第5条 庁内連携会議は、議長が必要に応じて召集する。

- 2 議長に事故あるとき、または欠けたときは、議長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(事務局)

第6条 庁内連携会議の事務局は、健康福祉局生活支援部厚生第1課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

別表（第4条関係）

部局等	関係課
政策局	市民相談課
総務局	納税課
市民局	国保収納課
	医療年金課
	高齢者医療保険課
	地域防犯課
健康福祉局	福祉総務課
	地域共生推進課
	介護保険課
	高齢福祉課
	障害福祉課
	生活支援課
	厚生第2課
	地域保健課
	健康増進課
こども支援局	子供家庭支援課
	保育入所課
産業文化局	消費生活センター
	労政課
	農政課
都市局	住宅入居・家賃課
	すまいづくり推進課
中央病院	医事課
上下水道局	業務課
教育委員会	学事課
	学校給食課

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年2月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年12月7日から施行する。